

# 認定医学教育専門家認定・更新 スケジュールと更新要件について

一般社団法人 日本医学教育学会

認定医学教育専門家

制度設計班

守屋利佳(北里大学医学部 医学教育研究部門)

2016.7.29

申請から6年間まで可

# << 2016年度 医学教育専門家認定のスケジュール >>

申請期間  
6/27~8/5

事前  
説明会  
7/29

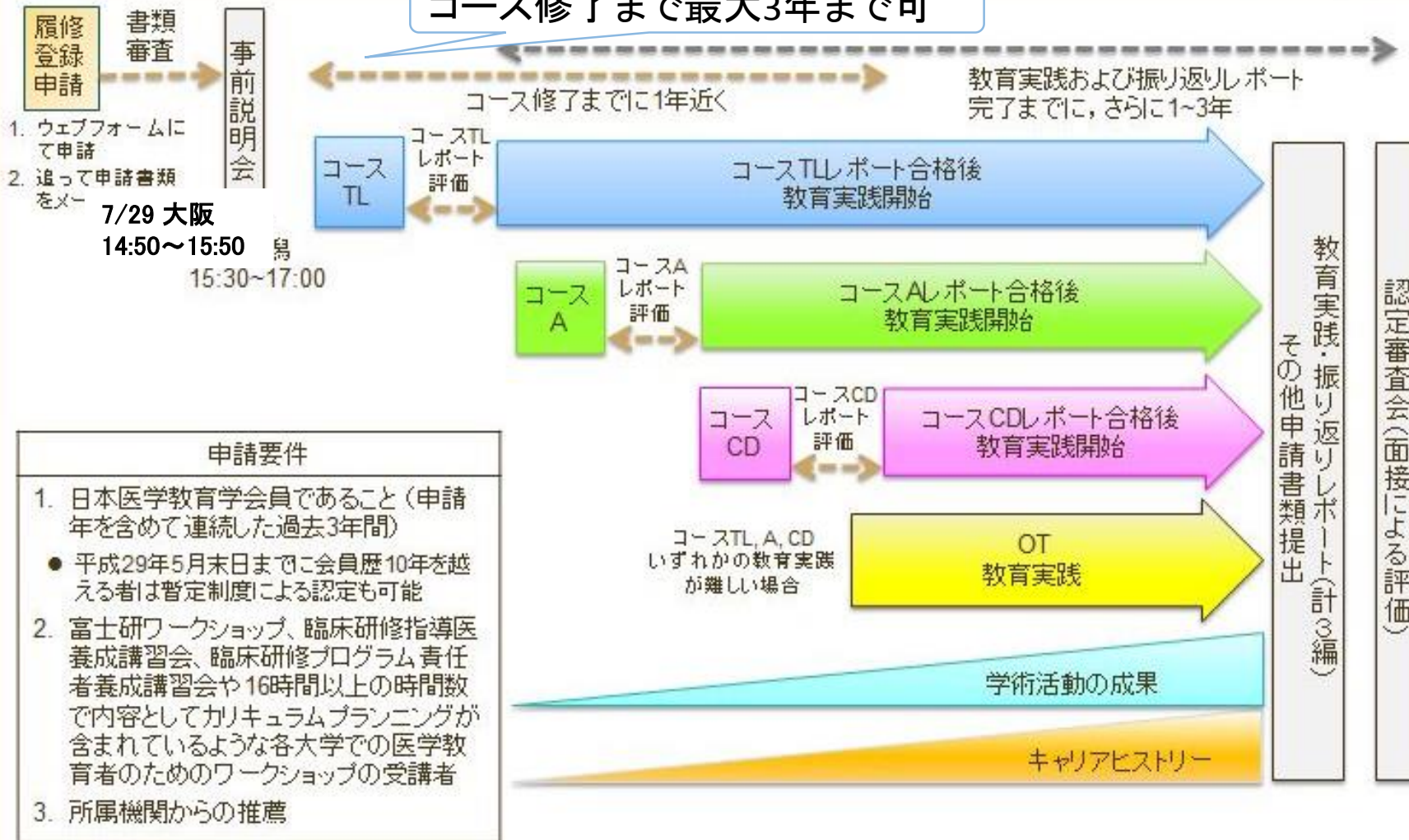
コースT/L  
11/12~11/13

コースA  
3/4~3/5

コースCD  
5/28~5/29

認定申請  
書類提出  
(毎年6月)  
認定  
審査会  
(面接)

コース修了まで最大3年まで可



# 認定期間について

- 新規申請の場合（認定開始から6年間）
- 更新の場合（更新開始から5年間）  
いずれも、審査年の翌年の1月1日からの認定

<例>

2014年度暫定申請（第1回）の方  
（2015年2月に申請書類提出）

2015年に審査→認定

認定期間： 2016年1月1日～2021年12月31日

# 認定・更新のスケジュール (第1回暫定制度による申請者)

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
学会員	1月:申請 2月:PF提出						2月:更新申請	
		専門家認定期間(2016.1.1~2021.12.31)						
委員会	PF*審査 ↓ 理事会承認					★	更新審査 ↓ 理事会承認	更新*

\*PF:ポートフォリオ

★更新のアナウンス予定

\* 専門家認定期間  
(2022.1.1~2026.12.31)

# 認定・更新のスケジュール (第2回暫定制度による申請者)

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
学会員	1月:申請 2月:PF提出						2月:更新申請		
委員会	PF審査 ↓ 理事会承認	専門家認定期間(2017.1.1~2022.12.31)					★	更新審査 ↓ 理事会承認	更新*

★更新のアナウ  
ンス予定

\* 専門家認定期間  
(2023.1.1~2027.12.31)

# 認定・更新のスケジュール (コースワーク終了による申請者)

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
学会員	6月:PF提出						2月:更新申請		
委員会	PF審査 ↓ <b>面接</b> ↓ 理事会承認	専門家認定期間(2017.1.1~2022.12.31)					★	更新審査 ↓ 理事会承認	更新*

★更新のアナウ  
ンス予定

\* 専門家認定期間  
(2023.1.1~2027.12.31)

**一般社団法人日本医学教育学会  
認定医学教育専門家 認定更新要件**

# これまでの経過

- 認定更新案作成
  - 医学教育認定制度委員会(18期)にて
- 概略認定
  - 理事会審議(18期)にて
- 新委員会(19期)にてブラッシュアップ
- パブリックコメント募集
- 新理事会(19期)にて承認
- 更新要件公開



# 認定更新案作成にあたって

- 基本理念 (補足説明)
  - ① 専門家認定後も教育実践を続けていること
  - ② 教育、教育研究に関する倫理、医学教育Updateなどを受講すること (Ⅰ、Ⅱの必須要件)
- 学会参加は5年(初回認定後は6年)間で1回のみとする  
医学教育学会大会への参加が困難な場合を考慮し
- 様々な立場にある“医学教育専門家”がいることを想定し、  
いろいろな活動によって認定更新可能となること(Ⅲの①~④  
のいずれかの組み合わせ)
- 更新の保留についても配慮  
「一般社団法人医学教育学会認定専門家資格制度施行細則」にて別途定める。
  - 留学や海外赴任、妊娠、出産、育児、介護、長期療養
  - その他

以下のⅠ～Ⅲの書類を提出し、審査に合格することを更新要件とする：Ⅰ

Ⅰ．以下の必須要件 A～Cを満たすこと

前回の認定から更新の申請までの間、

初回6年間、2回目  
以降5年間

A 本学会の正会員であり、かつこの間の会費を完納していること  
(一般社団法人医学教育学会認定専門家資格制度要綱第8章第22条)

B 日本医学教育学会大会参加していること  
(初回認定6年間、更新後5年間で1回以上)  
・Bは参加証の写しにて確認

昨日1回目実施

C 資格更新のための講習会を受講していること  
(初回認定6年間、更新後5年間で1回以上)  
・Cは受講証(入室時に出席票(受講票)を配布し、退室時に引き換えに受付票(受講証)を渡す)の写しにて確認

# 以下のⅠ～Ⅲの書類を提出し、審査に合格することを更新要件とする：Ⅱ

## Ⅱ. 以下の書類を提出し、委員会での審査に合格すること

D 過去5年間の医学教育における教育実績がわかる履歴書(以下のもの)

①学術活動の成果

②教育履歴

書式は認定用ポートフォリオに準ずる。前回の認定後の部分のみ記載

E 過去5年間の医学教育における教育実践の振り返りレポート 1通

医学教育に関連した教育実践であれば、領域は問わない。

書式は認定用ポートフォリオに準ずる。

# 以下のⅠ～Ⅲの書類を提出し、審査に合格 することを更新要件とする :Ⅲ

Ⅲ. 前回の認定から更新の申請までの間に、以下の教育活動で計5点を獲得していること

教育活動	点数	内容
① 医学教育学会委員会主催のワークショップや指定シンポジウムの聴講	1点/回	医学教育学会の委員会主催のあらかじめ認定されたもので医学教育学会大会期間以外に開催されるもの 受講証(入室時に受講票を配布し、退室時に引き換えに受講証を渡す)の写しを提出する
② 日本医学教育学会大会発表	筆頭3点 共同演者1点	抄録の写しを提出する
③ 医学教育関連論文(査読あり)	筆頭著者5点 共著者2点	論文の写しを提出する
④ 講習会*の講師	3点/回 (上限3点)	*更新用講習会(上記のB)、臨床研修指導医WS、プログラム責任者講習会、JATECなど医学教育関連の講習会:感謝状、プログラム、招聘状の写しを提出する

# 更新申請に必要な書類

- I . 前回の認定から更新の申請までの間の
  - B 日本医学教育学会大会参加証の写し 1件
  - C 資格更新のための講習会 受講証の写し 1件
  - D 医学教育における教育実績がわかる履歴書  
所定の書式
  - E 医学教育における教育実践の振り返りレポート 1通  
医学教育に関連した教育実践であれば、領域は問わない。

# 更新申請に必要な書類

以下の教育活動実績 計5点

教育活動	点数	内容
① 医学教育学会委員会主催のワークショップや指定シンポジウムの聴講	1点/回	医学教育学会の委員会主催のあらかじめ認定されたもので医学教育学会大会期間以外に開催されるもの 受講証(入室時に受講票を配布し、退室時に引き換えに受講証を渡す)の写しを提出する
② 日本医学教育学会大会発表	筆頭3点 共同演者1点	抄録の写しを提出する
③ 医学教育関連論文(査読あり)	筆頭著者5点 共著者2点	論文の写しを提出する
④ 講習会*の講師	3点/回 (上限3点)	*更新用講習会(上記のB)、臨床研修指導医WS、プログラム責任者講習会、JATECなど医学教育関連の講習会:感謝状、プログラム、招聘状の写しを提出する

# 審査について

★申請書類は専門家制度委員会にて審査される。  
認定の更新は、委員会の報告に基づき、理事会が行う。

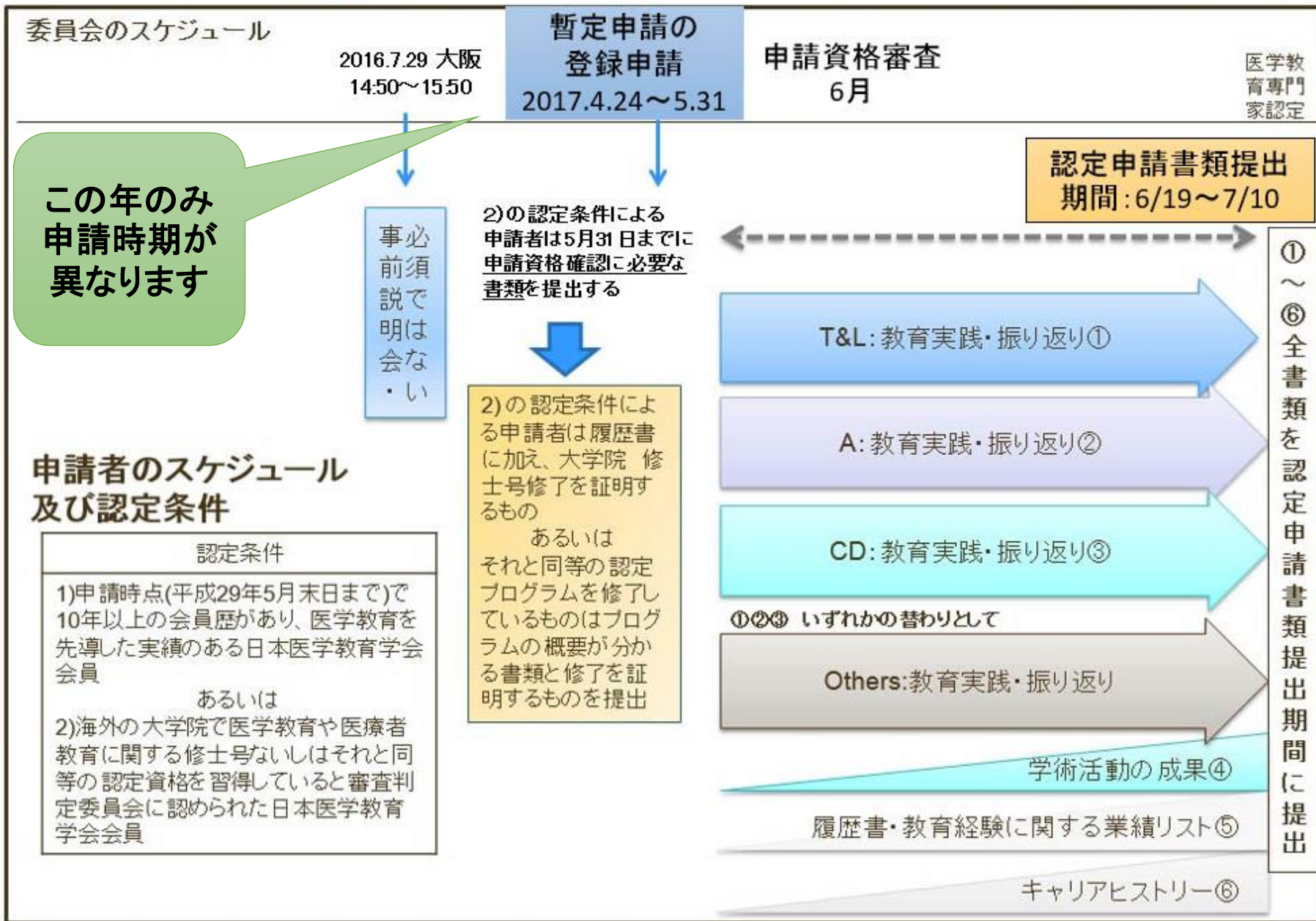
(一般社団法人医学教育学会認定専門家資格制度要綱第8章第23条)

規定にある通り、認定の際の審査に準じ  
専門家制度委員会にて審査を行う予定です。

# 2017年暫定制度3回目 (最終)のご案内



# <<第3回(最終回) 医学教育専門家暫定資格認定のスケジュール>>



皆さまのご参加をお待ちしています